

大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について

答 申(案)

平成20年 月 日

大阪市廃棄物減量等推進審議会

— 目 次 —

1	はじめに	P 1
2	審議の経過	P 2
3	事業系ごみの現状と課題	P 2
(1)	事業系ごみの現状	P 2
①	事業系ごみにかかる大阪市の特徴	P 2
②	ごみ処理量の推移	P 2
③	家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況	P 3
④	事業系ごみの排出実態	P 3
⑤	許可業者が収集するアパート・マンションの実態	P 4
(2)	事業系ごみの課題	P 5
①	排出事業者にかかる課題	P 5
②	許可業者収集のアパート・マンション	P 5
4	他都市における事業系ごみ減量施策	P 6
(1)	指定袋制度	P 6
(2)	資源物等の搬入禁止	P 6
5	事業系ごみ減量施策の今後の方向性	P 6
(1)	排出事業者に対する減量施策	P 7
①	基本的な方向性	P 7
②	大規模建築物における減量施策	P 7
③	中小規模事業者における減量施策	P 7
(2)	アパート・マンションに対する減量施策	P 8
(3)	他都市事例を踏まえた減量施策	P 9
①	指定袋制度の導入	P 9
②	資源物等の搬入禁止	P 9
6	さいごに	P 9
(1)	ごみ減量施策による効果目標の設定	P 9
(2)	基本計画との関り	P 9
(3)	実効性のある減量施策に向けて	P 10
◇	資料編	P 11

大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について（答申案）

1 はじめに

「地球温暖化」や「天然資源の枯渇への懸念」といった地球規模での環境問題に対する取組が社会全体に求められている中で、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源の消費を抑制し、環境の負荷をできるだけ小さくする「循環型社会」を構築することが、国際的にも重要な課題となっている。

我が国における循環型社会形成に向けた取り組みとしては、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定や、数次にわたる「廃棄物処理法」の改正、さらには各種「リサイクル法」の制定・改正を行うなど、法的基盤の整備・充実を図りつつある。

こうした法的整備の主な内容としては、製造事業者等が製品の使用後の段階等で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方等が取り入れられているほか、「循環型社会形成推進基本法」では、「廃棄物等」のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するため、「循環資源」の循環的な利用及び処分の基本原則として、「①発生抑制」、「②再使用」、「③再生利用」、「④熱回収」、「⑤適正処分」という優先順位を定めており、廃棄物処理に伴う環境への負荷の低減に向けた動きが着実に拡大しつつある。

こうした状況の中、大阪市では、平成18年2月「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、「持続可能な循環型都市」を構築するため、いわゆる3Rを推進し、なかでも2R（発生抑制・再使用）を重視した上流（上方）対策を積極的に推進するほか、市民・事業者との連携・協働によるごみ減量施策を推進することとしている。

「基本計画」では、平成22年度のごみ処理量を147万トンまで減量することを目標に定めており、家庭系ごみについては、分別収集の促進や資源集団回収支援制度の拡充、粗大ごみ収集の有料化など、各種減量施策の実施により順調に減量されている状況にある。

一方、事業系ごみについては、許可業者搬入手数料の改定や、特定建築物の対象拡大を行っているものの、前「基本計画」の基準年度である平成10年度以降の推移を家庭系ごみと比較すると、ごみ減量が進んでいない状況にある。

大阪市は、事業所数や昼間流入人口が他都市と比較して突出しており、こうした地域的特徴により、事業系ごみのごみ処理量の約6割を占める実情にあり、「基本計画」の目標達成（事業系ごみは平成22年度の処理量を平成16年度から10%削減する）に向けて、事業系ごみの減量が大きな課題である。

本答申は、「事業系ごみの減量施策のあり方」について本審議会の審議経過を踏まえ、「今後の方向性」としてとりまとめた。本答申により、大阪市が事業系ごみの減量施策について早急に検討され、「持続可能な循環型都市の構築」に向けた実践的課題として、これまで以上に効果的なごみ減量施策を進められたい。

2 審議の経過

大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という）は、平成18年9月22日、大阪市長から「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け、同日以降、「基本計画」の進捗状況や大阪市における事業系ごみの現状と課題等の概要説明を受けるとともに、他都市等における先進事例の紹介を受けた後、経済的手法の導入など多様なごみ減量施策のあり方等について、平成20年2月までの間に9回の審議を行ってきた。

3 事業系ごみの現状と課題

大阪市では、「基本計画」に基づきこれまで順調にごみ処理量が減量している（資料1参照）が、ごみ処理量の約6割を占める事業系ごみについては、家庭系ごみと比較するとごみ減量が進んでいない。こうした状況について、その現状と課題に区分して審議内容の整理を行った。

（1）事業系ごみの現状

① 事業系ごみにかかる大阪市の特徴（資料2，3参照）

大阪市の事業所数及び人口1万人あたりの事業所数（人口に対する事業所の割合）は政令指定都市で最も多く、また昼間流入人口（昼間人口増加率）も、政令指定都市で最も多い。

こうした地域的特徴を反映して、ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っている。

なお、大阪市では事業系ごみの大半を、「廃棄物処理法」に基づいて大阪市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（以下「許可業者」という）が収集している。

・平成19年4月現在の許可業者数：370業者

② ごみ処理量の推移

事業系ごみについては、特定建築物（大規模建築物）に対する減量指導や搬入不適物等の排除、更には経済の低迷等から、ごみ処理量のピーク時である平成3年度以降の推移を見ると、約40万トンの減量効果が表れている。（資料4参照）

しかしながら、前「基本計画」の基準年度である平成10年度からの推移を家庭系ごみと比較すると、家庭系ごみが資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集、資源集団回収支援制度の充実等の減量施策により約20%減量されているのに対して、事業系ごみについては次の減量施策を実施しているものの約10%の減量に留まっている。（資料5参照）

【事業系ごみの主な減量施策】

- ・ 特定建築物（大規模建築物）における減量指導

平成5年度から実施した施策であり、一定規模以上の建物を対象に、その所有者・管理者が「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書（以下、減量計画書という）」を大阪市に毎年提出することや、「廃棄物管理責任者の選任」を義務付けているほか、対象物

件に対して、大阪市職員が立入検査を行っている。

《特定建築物（大規模建築物）について》

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）第2条において、特定建築物を「興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、（中略）その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう」と規定し、同法施行令第1条に次のとおり定めている。

- ◇ 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場、店舗又は事務所、各種専門学校、研修所、旅館で、延床面積 3,000 m²以上
 - ◇ 学校教育基本法で規定する学校で、延床面積 8,000 m²以上
- 《指導対象となる特定建築物（大規模建築物）：平成19年度時点》
- ◇ 「ビル管法」第2条に規定する特定建築物 : 延床面積 3,000 m²以上
 - ◇ 事務所ビル : 延床面積 1,000 m²以上
 - ◇ 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法） : 延床面積 1,000 m²以上
 - ◇ 製造工場・倉庫建物 : 延床面積 3,000 m²以上

・ 適正搬入対策（焼却工場等）

焼却工場等において、市域外からの搬入や搬入不適物等の排除を目的として、許可業者等が搬入する廃棄物のダンピングチェックを実施している。

③ 家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況

大阪市では、市が収集するごみを「家庭系ごみ」、許可業者が収集するごみ及び事業者等が焼却工場等に直接搬入するごみを「事業系ごみ」としてごみ収集量を集計している。

ただし、収集実態として、大阪市が一部の学校や公共施設等の事業系ごみを収集し、許可業者が一部のアパート・マンションの家庭系ごみを収集しているケースもある。

また、大阪市では「排出日量 10kg 以上」を有料とする受託制度（昭和 11 年制定）があり、制度的には「排出日量 10kg 未満」のごみは無料収集の対象としており、市が収集する場合、事業所専用又は住居併設事業所に関らず、「排出日量が 10kg 未満の排出事業所（以下、「10kg 未満事業所」という）」であれば、無料で収集している。

大阪市が保有するデータや調査に基づいた収集量の試算では、市が収集している事業所等のごみ収集量が、約 11.7 万トン（3 万トン[学校・公共施設等]+8.7 万トン[10kg 未満事業所]）、許可業者が収集しているアパート・マンションのごみ収集量が、約 8 万トンと推計された。

（資料 6 参照）

④ 事業系ごみの排出実態

事業系ごみの排出実態については、特定建築物（大規模建築物）では、大阪市の立入検査や

減量計画書の提出により当該建築物におけるごみ減量の取組等について概ね把握できているが、それ以外の建築物からの排出実態については、十分に把握できていない。

なお、大阪市では、中心部に事業所が多いなど地域により事業所の立地状況等が異なっている他、産業分類でも地域毎に特徴が見られるとともに、特定建築物（大規模建築物）について建物用途別で比較するとごみ発生量や資源化率等が異なっている。（資料7参照）このことから、地域毎に事業系ごみの排出実態が異なっていることが予測される。

【特定建築物（大規模建築物）の排出実態】（資料8参照）

指導対象件数及び資源化量が年々増加し、資源化率も微増傾向で安定しているが、建物用途別及び品目別では、資源化率に差異が生じている。

・ 建物用途別

《資源化率 : 製造工場・倉庫（50%）⇔ ホテル・旅館（20%）》

・ 品目別

《資源化率 : その他紙を除く紙類（86%）、缶（87%）、びん（84%）
⇔ その他紙（12%）、厨芥類（9%）》

【地域毎の特徴】（資料9参照）

- ・ 各区の事業所数を比較すると、市内中心部（北区、中央区、西区、淀川区）は大規模、中小規模ともに事業所が多く、周辺区、特に西部臨海地区（此花区、大正区）は事業所が少ない。
- ・ 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合では、東部地区（生野区、東成区）は小規模事業所の占める割合が高く、その産業分類別では製造業が多い。
- ・ 大阪市全体では「卸売業・小売業」「その他サービス業」などの第3次産業の事業所が多く、地域別では、製造業を除くあらゆる産業の事業所が市内中心部に多く、製造業は東部地区（生野区、東成区、平野区）に多くなっている。

⑤ 許可業者が収集するアパート・マンションの実態

一部のアパート・マンションから排出されるごみを許可業者が収集しており、その収集量は「事業系ごみ」として集計されているが、大阪市が収集している家庭系ごみと比較すると、大阪市の処理施設に搬入された資源ごみ（空き缶・空きびん・PETボトルなど）や容器包装プラスチックの量が極めて少ない。

【平成17年度の資源化率の比較】

- ・ 業者収集 : 0.6% (505t[資源化物搬入量] ÷ 80,000t[想定排出量])
- ・ 市 収集 : 8.5% (49,000t[資源化物収集量] ÷ 578,000t[普通・資源・プラ収集量])

(2) 事業系ごみの課題

前項の現状を踏まえ、事業系ごみの課題整理にあたっては、「排出事業者にかかる課題」と「許可業者収集のアパート・マンションの課題」に区分した。また、「排出事業者にかかる課題」については、ごみの排出実態が概ね把握されている「大規模建築物」と排出実態が十分に把握できていないそれ以外の建築物（以下、「中小規模事業者（10kg未満事業所を含む）」）に区分した。

① 排出事業者にかかる課題

ア 大規模建築物

大規模建築物については、減量指導によりその建築物から排出されるごみの排出実態が概ね把握されており、一定の減量効果が得られているが、建物用途別で資源化率に差異が生じていることや、「その他紙類」など一部の品目等で資源化率が低くなっていることから、引き続き資源化率の向上に向けた取組を行う必要がある。

また、大規模建築物に対する減量指導は平成5年度から実施し、平成11年度、平成15年度にそれぞれ指導対象の建築物を拡大したほか、平成19年度には事務所ビルの指導対象規模を延床面積2,000㎡以上から1,000㎡以上に拡大された。

新たに拡大された事務所ビルにおいて、「管理体制が確立されていないビルが多い」ことや「ごみの保管場所が確保されていない」など「ビル内の管理面の課題」や「少量点在によるリサイクルルートの未整備」といった課題が既に生じており、こうした課題解消に向けた施策の検討が必要である。

イ 中小規模事業者

中小規模事業者については、ごみの排出実態が十分に把握できていないため、更なる実態把握に努めるとともに、ごみ減量を推進する際に想定される課題を踏まえながら、減量施策の検討が必要である。

【ごみ減量を推進する際に想定される課題】

- ・排出事業所 ⇒ 「ごみ減量に対する意識の高揚」と、「分別」「保管」にかかる「人手」「スペース」「経費負担」
- ・収集運搬 ⇒ 収集効率が悪い（資源物の少量点在）

さらに、大阪市が無料で収集している「10kg未満事業所」について、廃棄物処理法に基づく「排出者責任の徹底」、さらには「ごみ減量の促進」の観点から、その取り扱いについて検討を行う必要がある。

② 許可業者収集のアパート・マンションの課題

許可業者が収集するアパート・マンションの資源化率が低くなっており、その想定される要因としては、「ワンルームタイプが多く、入退居が頻繁に行われるため、居住者への分別排出指導が十分に行っていない」ことや、「毎日収集が多く常時排出できるため、分別排出に関する

る意識が居住者に浸透していない」ことが考えられる。

従って、許可業者が収集するアパート・マンションの居住者・所有者・管理者に対して、分別排出に関する意識の高揚など、資源化率の向上に向けた取組の検討が必要である。

4 他都市における事業系ごみ減量施策

事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、他都市で行われている施策も参考にする必要があり、これまでの審議において、他都市（横浜市、名古屋市、神戸市、広島市）でそれぞれ行っている事業系ごみの減量施策の報告を受け、その内容・効果について審議を行ってきた。

その中で、ごみ減量により効果的な施策として、「指定袋制度」、「資源物等の搬入禁止」が挙げられる。

(1) 指定袋制度 （資料10参照）

ごみ排出者のマナーの向上や、ごみの分別排出の促進を目的に導入しており、各都市ともごみの減量効果が得られている。

指定袋に処理処分手数料が含まれている都市もあり、実施される都市によりその導入手法は異なるが、排出事業者にとっては排出量が一定明確になるほか、それに見合う手数料も明確となる制度である。

(2) 資源物等の搬入禁止 （資料11参照）

資源物、特に紙ごみを、焼却工場への搬入禁止物として指定し、民間のリサイクルルートへの誘導を図っており、焼却工場においてダンピング調査を行うなど、紙ごみ等の資源物の搬入防止を徹底することにより、ごみ処理量の減量を図る施策である。

ただし、こうした施策を行う場合には、不法投棄防止の観点からも、民間の処理（リサイクル）ルートの整備状況を事前に把握する必要がある。

5 事業系ごみ減量施策の今後の方向性

本審議会では、「大阪市のごみ減量施策のあり方」（平成9年6月6日答申）において全般的なごみ減量施策について提言を行い、また、「ごみ減量推進のための具体的取組について」（平成14年8月2日答申）、「基本計画の策定にあたっての基本的な考え方について」（平成17年8月4日答申）により、循環型社会の形成推進に向けて、市民・事業者・行政（大阪市）がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、実効あるごみ減量を推進することを提言している。

今回、「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け、審議を重ねてきた結果、大阪市における事業系ごみの現状と課題が明らかになった。

こうした現状や課題、更には他都市におけるごみ減量施策を踏まえ、大阪市の事業系ごみの減量をより推進するため、今後の方向性として次により提言する。

(1) 排出事業者に対する減量施策

① 基本的な方向性

事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、「廃棄物処理法」や大阪市条例に定める「排出事業者自らの処理責任」に基づき、「排出事業者責任の徹底」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提に進めるべきである。

また、大阪市の「基本計画」では「持続可能な循環型都市の構築」に向けて、特に2R（発生抑制・再使用）を積極的に取組むことや、事業者等との連携・協働を基本方針としているため、大阪市は、排出事業者に対して2Rの促進に向けた積極的な働きかけや減量指導を行い、その中で、排出事業者との連携・協働を基にしたシステムづくりに対してのコーディネーター役を積極的に果たすべきである。

② 大規模建築物における減量施策

大規模建築物については、大阪市の減量指導によりごみ減量・リサイクルの取組みが進んでおり、一部では独自のシステムを導入しながら、より先進的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる建築物もあり、本審議会でもその先進的なごみ減量の取組事例について報告を受けた。

大阪市は、こうしたより先進的なごみ減量の取組事例について、積極的な把握に努め、より多くの建築物にも反映されるよう普及啓発を行うべきである。

また、建物用途別や品目別に見るとごみ発生量の相違や資源化率が低くなっている部分について、引き続き、リサイクルルートの調査・研究・情報発信に努めるなど、きめ細かな取組が必要である。

更に、大阪市では、大規模建築物に対する減量指導の対象建築物を順次拡大しているが、先の「事業系ごみの課題（P5）」で述べたとおり、平成19年度から新たに対象となった事務所ビルにおいて既に課題が生じている。こうした課題解消に向けては、対象拡大した建築物においても先進的に取り組んでいる建築物もあると考えられ、そうした先進事例の調査・情報発信に努める必要がある。

なお、ごみ減量に向けては中長期的な視点から、現在1年毎に提出を求めている「減量計画書」について「中長期的な減量計画書」へ見直しを検討すべきと考える。

更に、大阪市は、「中長期的な減量計画書」に従って、当該建築物から発生するごみの減量・リサイクルについて進捗状況の報告を求め、減量指導を行うことにより減量効果が期待できる。

③ 中小規模事業者における減量施策

ア 減量施策の進め方

事業系ごみは、その業種によってごみ発生量や資源化率等が異なることや、地域毎に事業所の立地状況が異なることなどから、地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行うべきである。

減量施策の検討にあたっては、地域の特徴などを踏まえてモデル的な地域（エリア）を定

め、大阪市と協働した減量施策について取組を行いながら、その効果・課題を検証しつつ進めることもごみ減量の方策のひとつである。

なお、モデル的事業については、例えば、事業所が多く立地している地域等は、「オフィス町内会」の検討、事業所が点在している地域では、「資源集団回収制度」の活用（地域の資源集団回収実施団体との協働）などが考えられ、あわせて、他都市等で先行的に実施しているごみ減量施策の調査・研究も踏まえて行うべきと考える。

また、例として挙げた「オフィス町内会」は排出事業者が主体となって行うごみ減量施策であるが、こうした取組を進めるにあたっては、中心的な役割を果たす促進役が必要であり、大阪市は、こうした中心的役割を果たせる促進役の育成について、市民・事業者・NPOとの連携・協働を視野に入れながら検討を行うべきである。

【モデル的実施の対象】

- ・ 商店街単位
- ・ 地域組織（町会等）単位
- ・ グループ企業（フランチャイズチェーン）単位 など

イ 減量（リサイクル）の対象品目

減量（リサイクル）の対象品目（ターゲット）については、当面、他都市調査等からごみ組成で高い割合を占める「再生利用可能な紙類（紙ごみ）」とするが、大阪市が実施している事業系ごみ排出実態調査の結果を参考に、リサイクルルートの整備状況を把握した上で、ごみ減量（リサイクル）を図るための対象品目を設定すべきである。

ウ 10kg 未満事業所の取扱

現在、大阪市が無料で収集している「10kg 未満事業所」の取り扱いについては、「排出者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、大阪市は、経済的インセンティブの導入について検討を行うべきである。

しかしながら、経済的インセンティブの導入には、「10kg 未満事業所」の理解と協力が必要であり、具体的な導入手法については、今後も引き続き慎重に検討されるべきである。

【経済的インセンティブを導入する場合の課題】

- ・ 「10kg 未満事業所」への啓発、指導体制の整備
- ・ 住居併設事業所における「家庭系ごみ」「事業系ごみ」の明確な区分
- ・ 家庭系への混入などの不適正排出対策

（2）許可業者収集のアパート・マンションに対する減量施策

大阪市では、一部のアパート・マンションから排出されるごみを許可業者が収集しているが、大阪市は、「廃棄物処理法」をはじめとした各種法律、及び大阪市条例に基づき、全ての「市民」に等しく「ごみ減量」、「分別排出の徹底」を求めるべきであり、市や許可業者による収集という

形態に関らず、分別排出の促進に向けた取組を行うことが基本である。

許可業者収集のアパート・マンションにおける資源化率の向上に向けて、大阪市は、具体的な数値目標（例えば、直営並みの資源化率まで向上）を定めつつ、当該建築物の入居者や所有者・管理者に対する分別排出指導を徹底させる手法について検討されたい。

(3) 他都市事例を踏まえた減量施策

① 指定袋制度の導入

大規模建築物では、大阪市の減量指導や排出事業者の取組もあり計画的にごみ減量が進んでいるが、中小規模事業者に対して同様の施策を求めるには、経費負担などの課題が多く、全ての事業者に対する共通の効果的・現実的なごみ減量施策の検討が必要である。

こうしたことから、大阪市は、他都市で減量効果が報告されている「事業系ごみの指定袋制度」を参考にしながらごみ減量施策の検討を進めるべきである。

② 資源物等の搬入禁止

ごみ減量施策の推進にあたっては、規制的手法、例えば他都市で行っている「焼却工場への資源物の搬入禁止」という施策もあるが、不法投棄防止の観点からも、民間におけるリサイクルルート整備状況や受入容量等を把握した上で、その検討を行うべきである。

6 さいごに

以上、「事業系ごみ減量施策のあり方」について、大阪市における今後の方向性について取りまとめた。

なお、大阪市は、本答申を踏まえた具体的なごみ減量施策の検討にあたって、次の項目についても留意されたい。

(1) ごみ減量施策による効果目標の設定

事業系ごみの減量施策の実施にあたっては、排出事業者の自主的な取組の推進や、その理解と協力が不可欠である。従って、排出事業者が理解し易いよう、具体的な減量数値目標を定めつつ、その進捗状況について公表することも考慮されるべきである。

(2) 基本計画との関り

本答申は、現行「基本計画」の目標達成に向けて、その課題となっている事業系ごみの減量施策について、大阪市が検討すべき方向性を提言したものである。

このため、今後「基本計画」を改定する際には、本答申を受けて検討される新たなごみ減量施策及びその減量効果の数値目標を明確にするとともに、情報公開を行いながら、市民・事業者・行政の連携・協働の視点からその成果を評価できるようにすることなど、より実効性のある「基本計画」として策定されるよう要望する。

(3) 実効性のある減量施策に向けて

大阪市はごみの減量を積極的に推進する立場にあり、市民・排出事業者と連携・協働したごみ減量施策の実効性を担保する意味でも、排出・減量指導や普及啓発活動の重要性を再認識し、今後、大阪市においても、本答申を踏まえ、ごみ減量・リサイクルがより進展するような施策等を早急に検討され、速やかに実施されることを期待する。

— 目 次（資料編） —

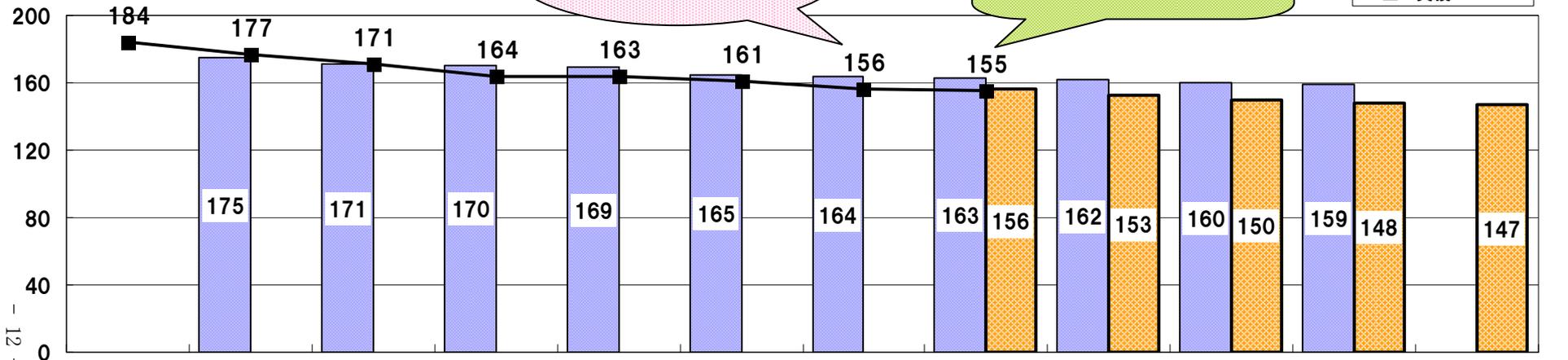
資料 1	大阪市におけるごみ量推移	P12
資料 2	大阪市の特徴	P13
資料 3	政令市におけるごみ処理量	P14
資料 4	事業系ごみ減量の取組みと成果	P15
資料 5	大阪市におけるごみ量推移 家庭系ごみと事業系ごみの焼却量推移	P16
資料 6	大阪市における廃棄物処理（平成17年度実績）	P17
資料 7	建物用途・品目別ごみ発生量、資源化量及び資源化率	P18
資料 8-1	大規模建築物における用途別件数及びごみ発生量等	P19
資料 8-2	大規模建築物における品目別ごみ発生量等（全用途）	P20
資料 9	大阪市の地域特性について	P21
資料 10	事業系ごみ指定袋制度について	P25
資料 11	紙ごみの資源化について（横浜市、名古屋市）	P28
資料 12	大阪市廃棄物減量等推進審議会審議経過	P30
資料 13	大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	P31

大阪市におけるごみ量推移

資料 1

◆要処理量の比較（ごみ総量）

(万t)



H10 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 (年度)

- ◎多量排出事業者指導の対象拡大 (H15.4)
- ◎容器包装プラスチック収集区域拡大4区→11区 (H15.10)
- ◎廃棄物減量等推進員の創設 (H15.10)

- ◎容器包装プラスチック収集テスト実施
収集頻度アップ 2週間に1回→週に1回 (H14.10)
- ◎手数料改定(許可業者搬入) 29円→40円50銭 (H14.10)

- ◎家電リサイクル法施行 (H13.4)
- ◎容器包装プラスチック収集テスト実施 (H13.10)
- ◎乾電池・蛍光灯管等の拠点回収 (H13.10)

- ◎粗大ごみ申告制全市実施 (H12.10)

- ◎資源ごみ収集ペットボトル追加 (H9.10)
- ◎手数料改定(許可業者搬入) 17円40銭→29円 (H10.4)
- ◎資源集団回収団体に対する支援制度 (H11.4)
- ◎多量排出事業者指導の対象拡大 (H11.4)

- ◎資源ごみ収集「その他金属類」を追加 (H19.4)
- ◎多量排出事業者指導の対象拡大 (H19.4)
- ◎「中身の見える袋」による排出指定制度の導入 (H20.1)

- ◎手数料改定(許可業者搬入) 40.5円→58円 (H18.9)
- ◎粗大ごみ収集 有料化開始 (H18.10)

- ◎資源ごみ収集頻度アップ 2週間に1回→週に1回 (H17.4)
- ◎容プラ集全市実施 (H17.4)
- ◎マタニティウェア等の展示提供 (H17.6)

(単位:万トン)

実績値	H10	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
家庭系ごみ	72.0	71.0	67.0	60.3	60.0	58.9	56.0	57.7
事業系ごみ	109.4	102.5	101.3	100.8	100.8	99.3	98.0	95.4
環境系ごみ	2.9	3.4	3.1	2.6	2.6	2.4	2.4	2.2
合計	184.3	176.9	171.4	163.7	163.4	160.6	156.4	155.3

大阪市の特徴

事業所数の多い政令市

順位 都市名 事業所数

1 大阪市 203,220

2 名古屋市 128,649

3 横浜市 107,201

4 京都市 80,227

5 札幌市 71,293

⋮

15 さいたま市 32,645

16 堺市 29,753

17 千葉市 27,195

人口1万人あたりの事業所数

順位 都市名 事業所数

1 大阪市 783

2 名古屋市 586

3 京都市 549

4 静岡市 542

5 福岡市 508

⋮

15 横浜市 302

16 千葉市 296

17 さいたま市 278

昼間人口増加率

順位 都市名 増加率(昼間人口:万人)

1 大阪市 138% (358万人)

2 名古屋市 115% (252万人)

3 福岡市 113% (157万人)

4 京都市 108% (158万人)

5 仙台市 108% (110万人)

⋮

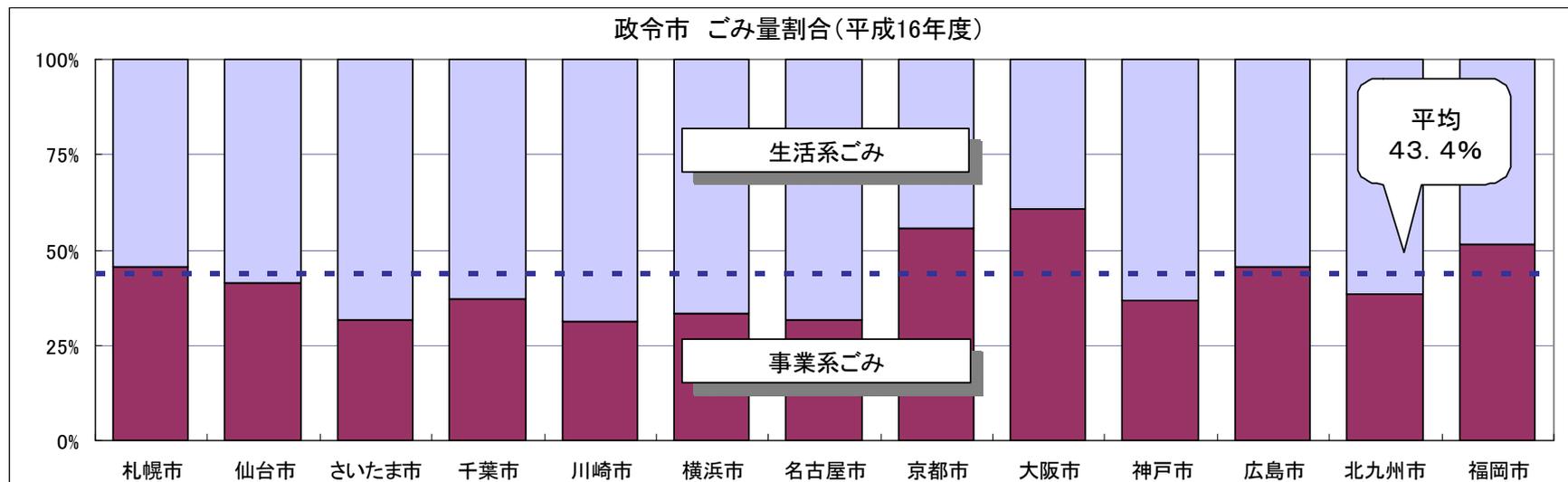
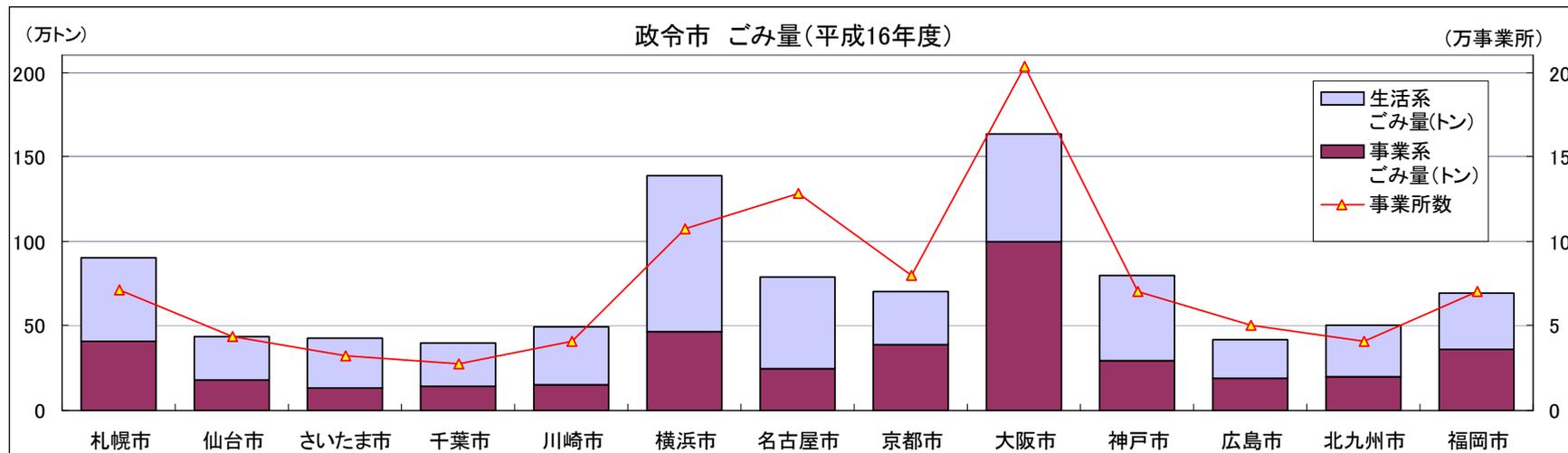
15 さいたま市 92% (108万人)

16 横浜市 90% (321万人)

17 川崎市 87% (115万人)

政令市におけるごみ処理量

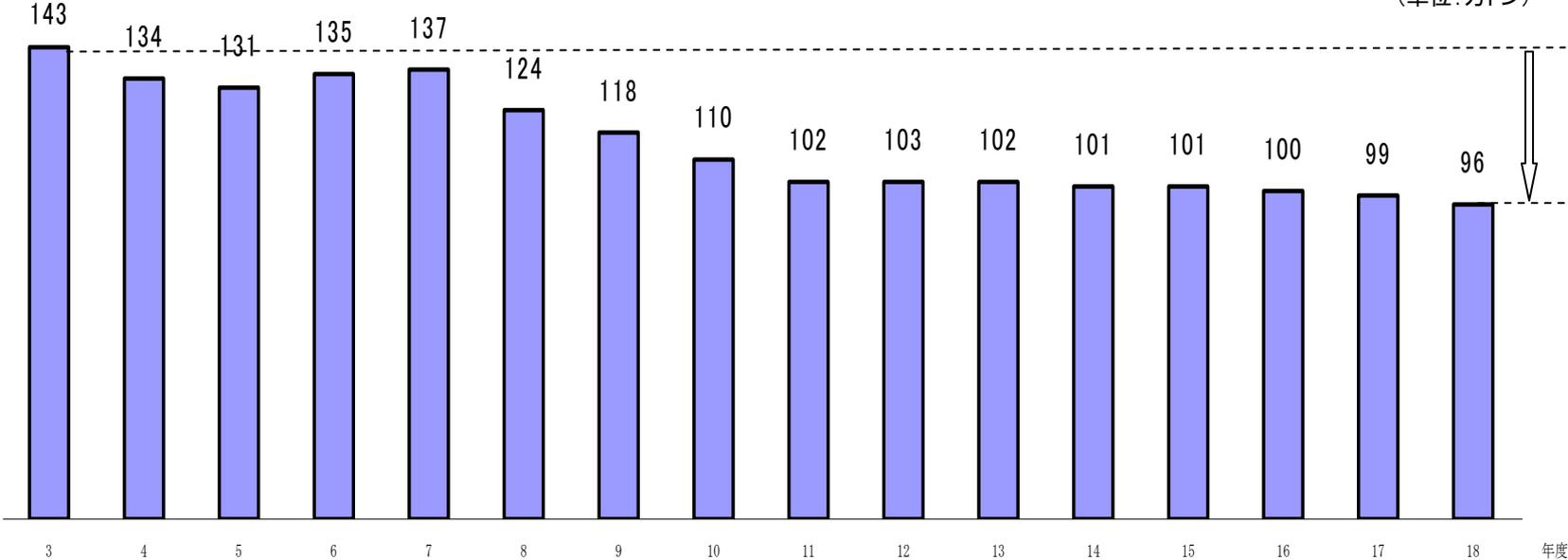
事業所の多い政令市においては、ごみの総排出量に占める事業系ごみの割合が高く、平均では約4割が事業系ごみとなっている。政令市で最も事業所数の多い大阪市では、事業系ごみの割合が約6割に達している。



事業系ごみ減量の取組みと成果

本市の処理する事業系ごみ量は、平成3年度(約143万トン)のピーク以降、大規模建築物への減量指導、産業廃棄物の排除、経済の低迷等により、約47万トン減少している。

(単位:万トン)



47万トン
(32%)

- 15 -

※本市処理施設から排除され、民間ルートへ移行した産業廃棄物の量は、20万トン強と見込まれる。

1ヶ月に20ト以上産業廃棄物を排出する事業所の産業廃棄物を排除

大規模建築物に対する減量指導を開始

平成5〜9 中継地からの搬入を段階的に削減
※「中継地」とは、産業廃棄物の積替え保管を行う施設をいう。

中継地からの搬入を禁止

減量指導の対象を拡大
1許可業者が搬入できる建設系廃棄物の量を月10トンに制限

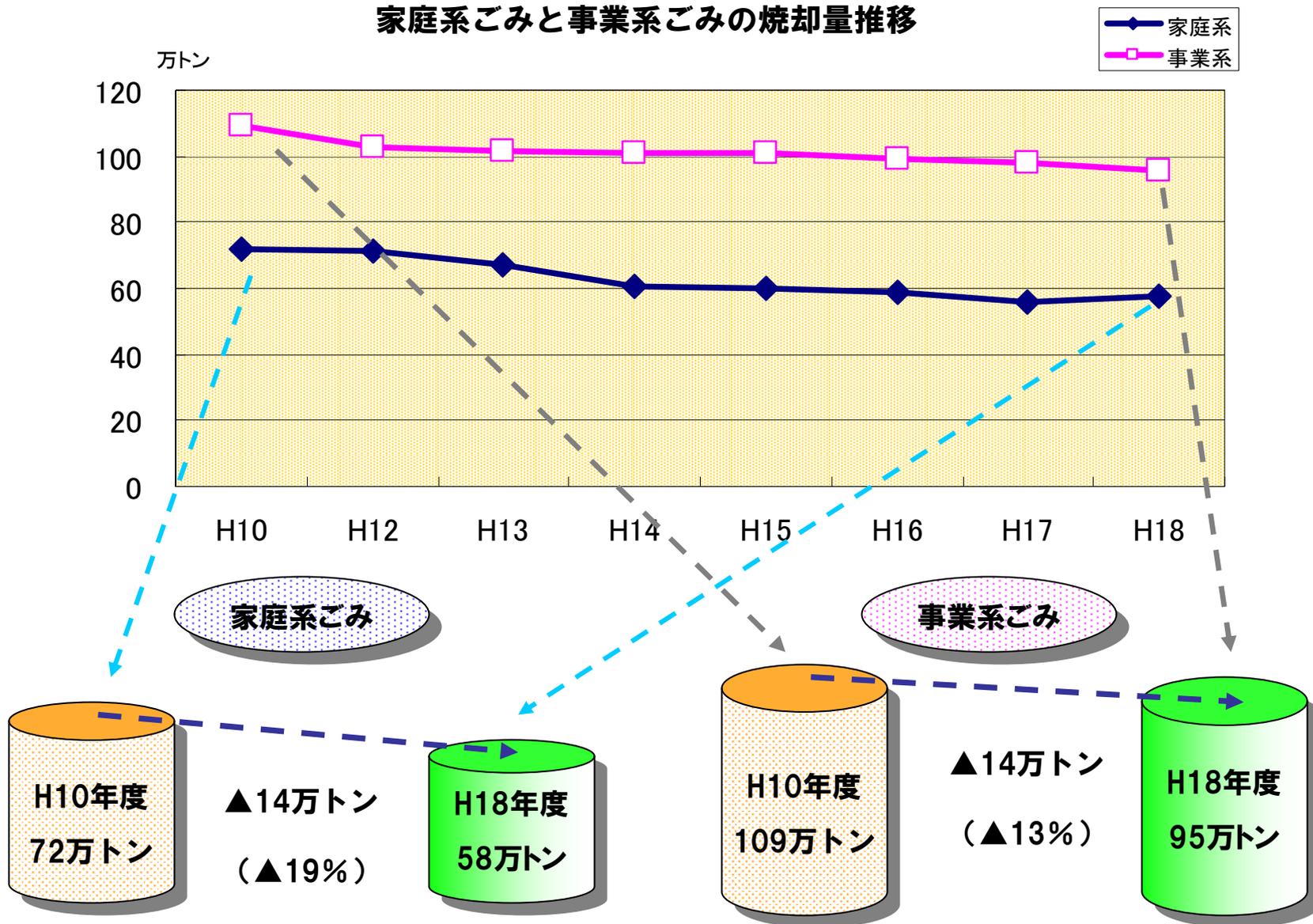
減量指導の対象を拡大

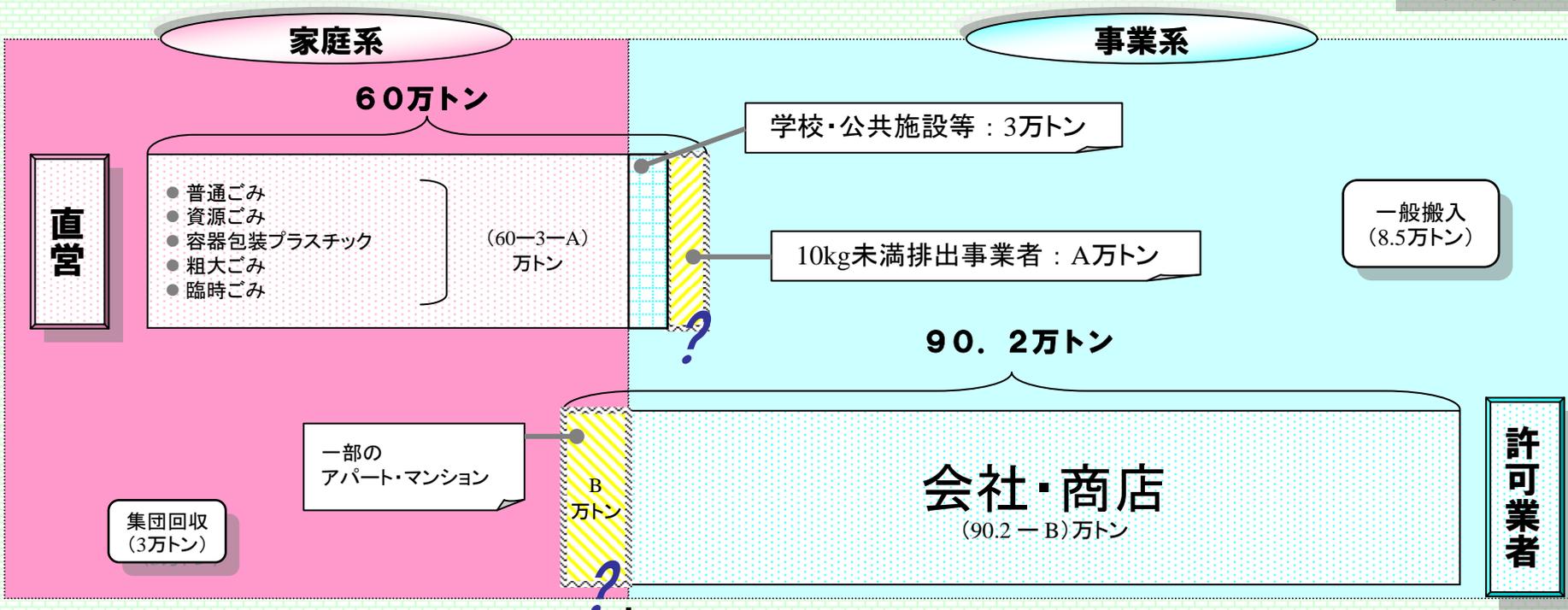
1ヶ月に10ト以上産業廃棄物を排出する事業所の産業廃棄物を排除

※ グラフの数値は、千トン以下を四捨五入している。

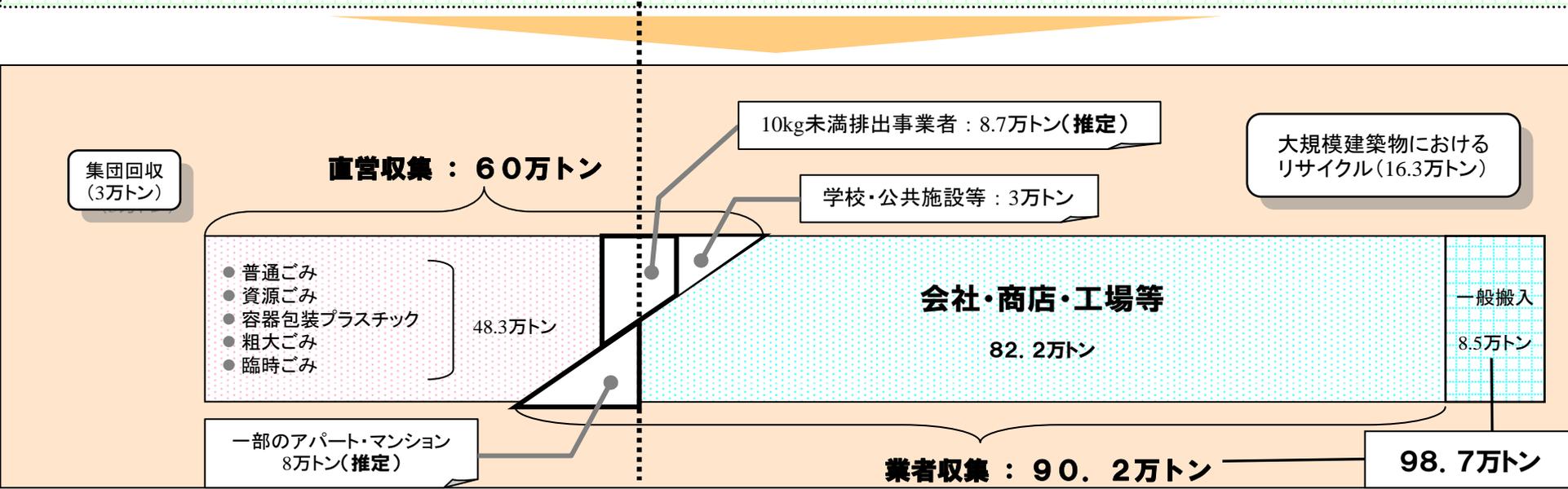
大阪市におけるごみ量推移

家庭系ごみと事業系ごみの焼却量推移





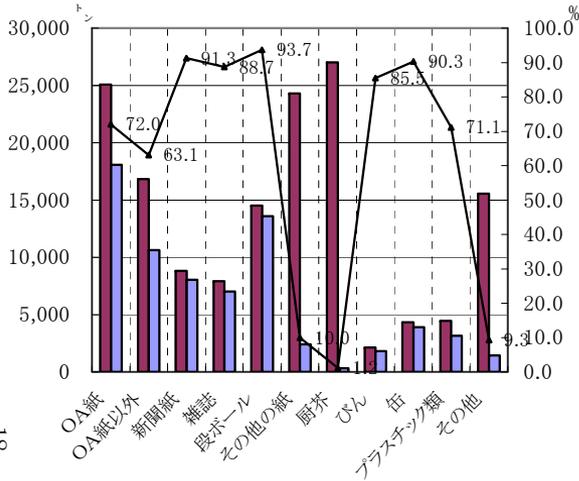
- 17 -



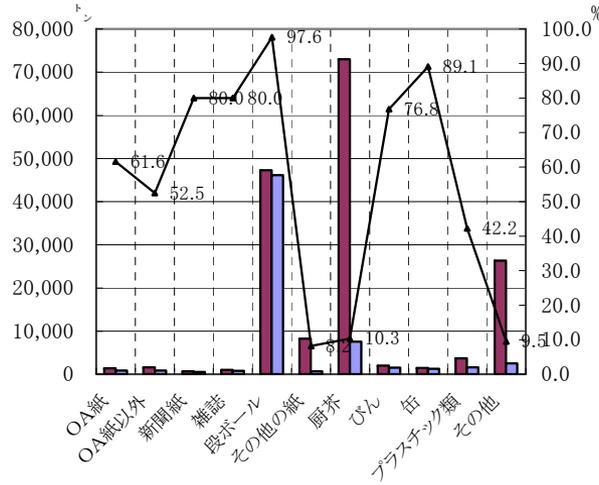
建物用途・品目別 ごみ発生量、資源化量及び資源化率

資源化率
ごみ発生量

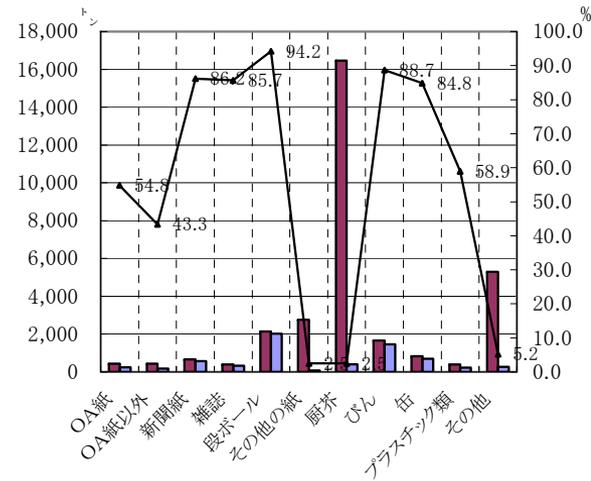
事務所ビル



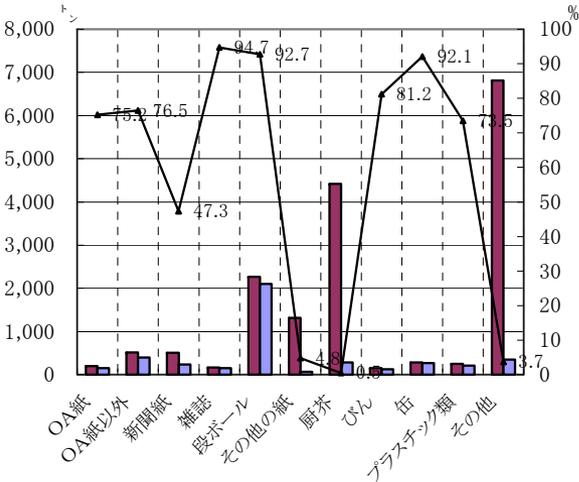
店舗ビル・百貨店



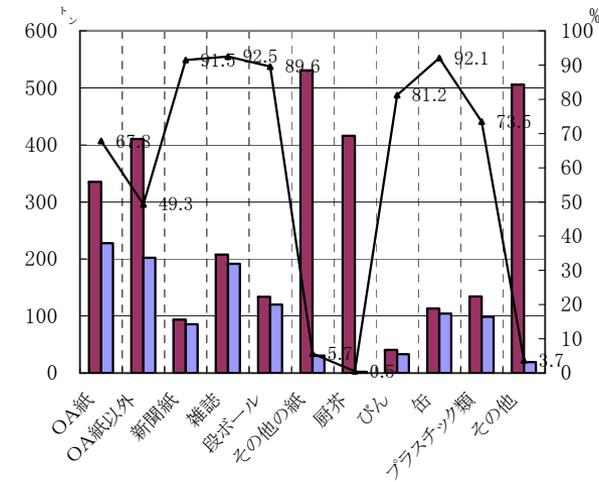
ホテル・旅館



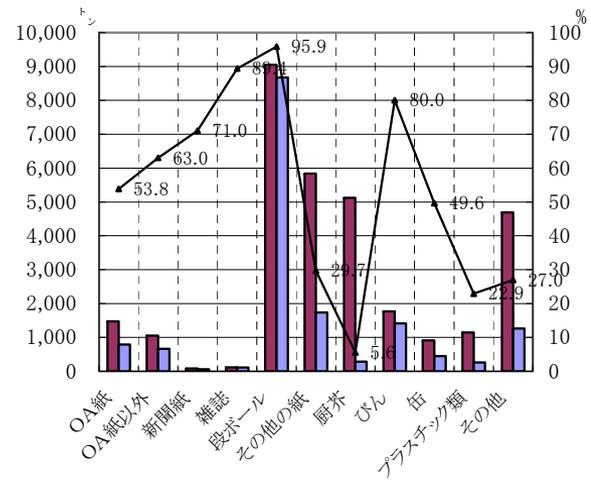
集会場・劇場・娯楽場



学校・図書館・研修所



製造工場・倉庫



OA紙以外…パンフレット、カタログ、はがき、封筒等
その他の紙…感熱紙、カーボン紙、写真、ティッシュペーパー等

プラスチック類…ペットボトル、ビニール類、発泡スチロール等

※大規模建築物が提出する平成18年度実績報告から作成

大規模建築物における用途別件数及びごみ発生量等

資源化量は年々増加しており、資源化率についても安定しているが、建物用途別では、資源化率に差異が生じている。(製造工場・倉庫の資源化率が最も高い)

年度 建物用途	平成16年度				平成17年度				平成18年度			
	件数	ごみ発生量(ト)	資源化量(ト)	資源化率(%)	件数	ごみ発生量(ト)	資源化量(ト)	資源化率(%)	件数	ごみ発生量(ト)	資源化量(ト)	資源化率(%)
事務所ビル	1,603	168,791	72,192	42.8	1,626	170,095	76,094	44.7	1,634	150,892	70,416	46.7
店舗ビル・百貨店	328	162,628	59,864	36.8	331	156,789	58,148	37.1	350	166,579	64,216	38.5
ホテル・旅館	118	25,316	5,767	22.8	120	24,732	5,464	22.1	122	31,458	6,514	20.7
集会場・劇場・娯楽場	80	15,503	4,088	26.4	89	17,318	5,055	29.2	95	16,887	4,350	25.8
学校・図書館・研修所	80	2,984	1,051	35.2	73	2,970	1,229	41.4	77	2,921	1,114	38.1
製造工場・倉庫	149	32,295	17,350	53.7	156	32,414	17,184	53.0	158	31,258	15,715	50.3
合計	2,358	407,517	160,312	39.3	2,395	404,318	163,174	40.4	2,436	399,995	162,325	40.6

大規模建築物における品目別ごみ発生量等（全用途）

紙類では、「その他の紙」を除くと高い資源化率になっており、紙類以外でも、「びん」「缶」の資源化率が高くなっている。

（平成16年度から18年度のすべての年度にわたり実績報告があった大規模建築物1,768件について集計を行った）

	発生量(ト)			資源化量(ト)			資源化率 (%)		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
OA紙	21,404	22,408	20,968	14,132	15,411	14,706	66.0	68.8	70.1
OA紙以外	16,988	16,143	15,742	10,372	10,453	10,212	61.1	64.8	64.9
新聞紙	7,720	7,704	7,638	6,809	6,810	6,739	88.2	88.4	88.2
雑誌	6,716	7,095	7,234	5,801	6,217	6,361	86.4	87.6	87.9
段ボール	55,123	55,490	54,667	52,884	53,569	52,855	95.9	96.5	96.7
その他の紙	31,366	31,789	31,865	1,995	2,633	3,741	6.4	8.3	11.7
紙類の合計	139,317	140,629	138,114	91,993	95,093	94,614	66.0	67.6	68.5
厨芥	105,275	104,107	97,648	8,602	8,981	8,902	8.2	8.6	9.1
びん	6,814	6,049	5,932	5,835	4,943	4,961	85.6	81.7	83.6
缶	4,653	5,216	5,866	4,056	4,732	5,083	87.2	90.7	86.7
プラスチック類	7,817	8,698	8,122	3,452	4,095	4,540	44.2	47.1	55.9
その他	44,785	47,274	44,694	6,457	7,264	7,308	14.4	15.4	16.3
紙類以外の合計	169,344	171,344	162,262	28,402	30,015	30,794	16.8	17.5	19.0
総合計	308,661	311,973	300,376	120,395	125,108	125,408	39.0	40.1	41.8

大阪市の地域特性について

1 事業所規模別の事業所数（派遣・下請従業者のみの事業所を除く）

		事業所が多い区		事業所が少ない区	
		区(事業所数)	主な産業	区(事業所数)	主な産業
事業所総数		1 中央区 (30,969事業所) 2 北区 (27,076事業所) 3 淀川区 (12,151事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 鶴見区 (4,488事業所) 23 大正区 (3,860事業所) 24 此花区 (3,112事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 飲食店・宿泊業
事業所規模	大規模	1 中央区 (717事業所) 2 北区 (617事業所) 3 西区 (225事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 情報・通信業 	22 住吉区 (40事業所) 23 旭区 (33事業所) 24 大正区 (32事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 医療・福祉
	中規模	1 中央区 (12,613事業所) 2 北区 (10,868事業所) 3 西区 (4,330事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 旭区 (928事業所) 23 大正区 (813事業所) 24 此花区 (758事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 医療・福祉
	小規模	1 中央区 (17,639事業所) 2 北区 (15,591事業所) 3 生野区 (9,431事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 鶴見区 (3,441事業所) 23 大正区 (3,015事業所) 24 此花区 (2,309事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 飲食店・宿泊業

※ 事業所規模は、「中小企業基本法」第2条の規定による「従業員数」を基本に分類した。

2 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合

		占める割合が高い区		占める割合が低い区	
		区(占率)	主な産業	区(占率)	主な産業
事業所規模	大規模	1 中央区 (2.32%) 2 北区 (2.28%) 3 西区 (2.02%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 情報・通信業 	22 東住吉区 (0.62%) 23 西成区 (0.62%) 24 生野区 (0.48%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 医療・福祉 製造業
	中規模	1 中央区 (40.73%) 2 北区 (40.14%) 3 西区 (38.80%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 東成区 (18.75%) 23 西成区 (18.08%) 24 生野区 (14.33%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 医療・福祉 飲食店・宿泊業
	小規模	1 生野区 (85.19%) 2 西成区 (81.30%) 3 東成区 (80.59%)	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 卸売業・小売業 飲食店・宿泊業 	22 西区 (59.18%) 23 北区 (57.58%) 24 中央区 (56.96%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業

※ 占率の算出方法
 (例) 中央区における
 大規模事業所の割合

$$\begin{aligned}
 & 717 \text{事業所} (\text{中央区の大規模数}) \div \\
 & 30,969 \text{事業所} (\text{中央区の総事業所数}) \\
 & = 2.32\%
 \end{aligned}$$

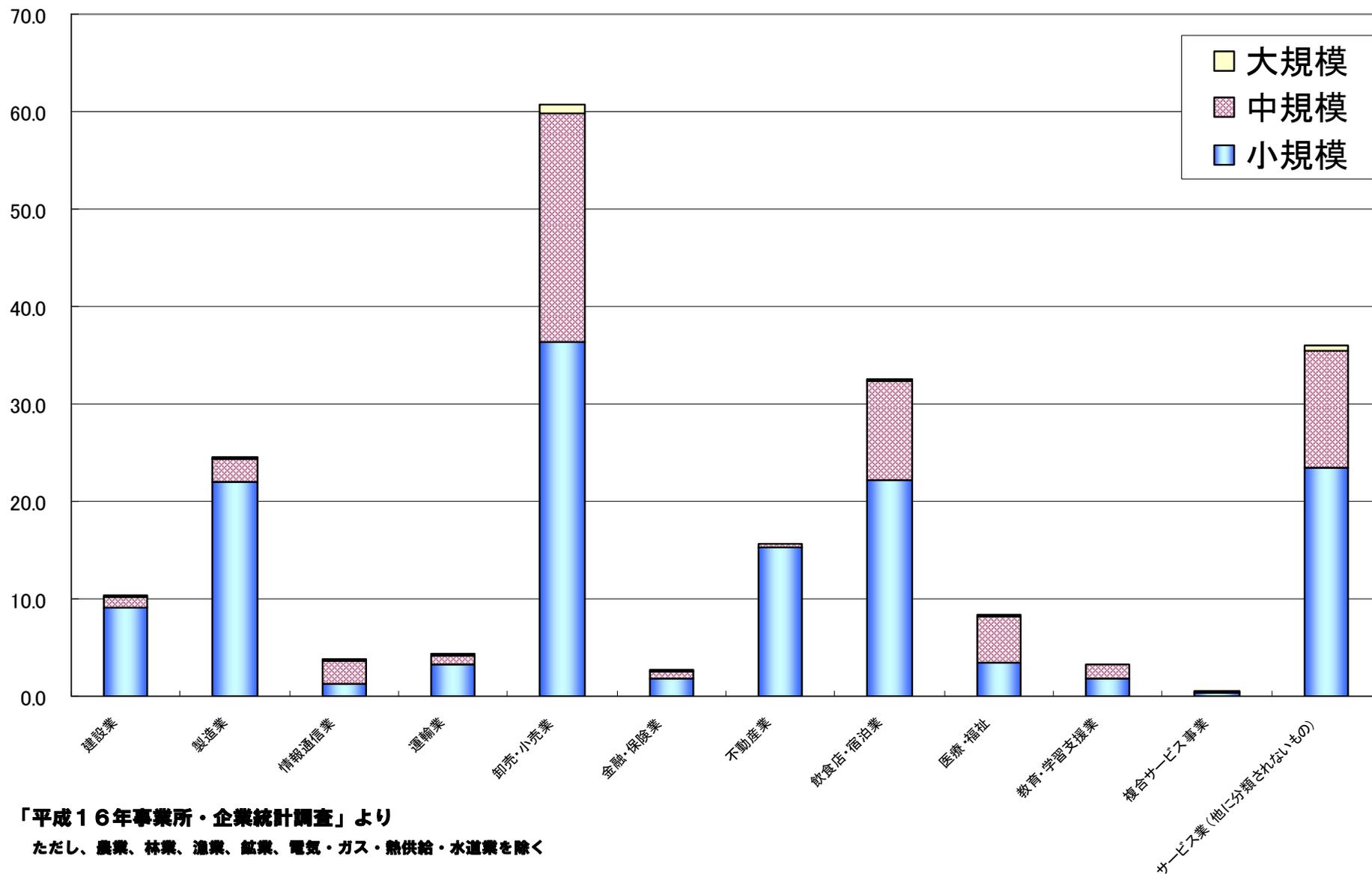
3 産業分類別の事業所数（10,000事業所以上の産業）

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
建設業	大規模	1 北（43） 2 中央（34） 3 西（30）	なし：東淀川、生野、旭、鶴見、住之江、東住吉
	中規模	1 北（169） 2 中央（119） 3 西（93）	22 天王寺（17） 23 阿倍野（14） 24 生野（13）
	小規模	1 北（756） 2 淀川（644） 3 中央（606）	22 天王寺（247） 23 東成（224） 24 福島（203）
	総体	1 北（968） 2 中央（759） 3 淀川（747）	22 天王寺（270） 23 東成（245） 24 福島（229）
製造業	大規模	1 中央（49） 2 北（42） 3 淀川（31）	22 都島（2） 23 住吉（1） 24 天王寺（0）
	中規模	1 平野（215） 2 淀川（177） 3 中央・西淀川（170）	22 浪速（35） 23 阿倍野（30） 24 住吉（22）
	小規模	1 生野（3096） 2 平野（2243） 3 東成（1594）	22 阿倍野（370） 23 住吉（328） 24 此花（255）
	総体	1 生野（3254） 2 平野（2473） 3 東成（1735）	22 阿倍野（404） 23 住吉（351） 24 此花（316）
卸売業・ 小売業	大規模	1 中央（226） 2 北（127） 3 西（55）	22 港（8） 23 大正（7） 24 此花（6）
	中規模	1 中央（5220） 2 北（3154） 3 西（2116）	22 旭（375） 23 大正（323） 24 此花（256）
	小規模	1 中央（5157） 2 北（3154） 3 生野（2403）	22 西淀川（765） 23 鶴見（696） 24 此花（536）
	総体	1 中央（10621） 2 北（6426） 3 西（4040）	22 大正（1147） 23 鶴見（1093） 24 此花（798）

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
不動産業	大規模	1 中央(25) 2 北 (14) 3 淀川(7)	なし ：都島、此花、港、大正、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、鶴見、住之江、住吉、東住吉、平野
	中規模	1 中央(116) 2 北 (81) 3 西 (28)	なし ：此花、旭、鶴見
	小規模	1 中央(1842) 2 北 (1759) 3 淀川(981)	22 此花(301) 23 港 (299) 24 大正(217)
	総体	1 中央(1983) 2 北 (1854) 3 淀川(995)	22 港・西淀川(303) 23 此花 (301) 24 大正(219)
飲食店・ 宿泊業	大規模	1 北 (75) 2 中央(63) 3 淀川(20)	21 東成・旭(1) 23 大正・西淀川(0)
	中規模	1 北 (2876) 2 中央(2316) 3 淀川(549)	22 鶴見 (110) 23 大正 (106) 24 西淀川(67)
	小規模	1 北 (3330) 2 中央(2973) 3 西成(1347)	22 西淀川(423) 23 此花 (414) 24 鶴見 (359)
	総体	1 北 (6281) 2 中央(5352) 3 淀川(1877)	22 此花 (538) 23 西淀川(490) 24 鶴見 (472)
サービス 業(他に分類 されないもの)	大規模	1 北 (175) 2 中央(165) 3 西 (58)	22 西淀川・住吉(2) 24 東住吉(0)
	中規模	1 中央(2970) 2 北 (2828) 3 西 (960)	22 鶴見 (157) 23 此花 (128) 24 大正 (121)
	小規模	1 中央(4036) 2 北 (3975) 3 西 (1284)	22 西淀川(438) 23 大正 (417) 24 此花 (298)
	総体	1 中央(7171) 2 北 (6978) 3 西 (2302)	22 鶴見 (614) 23 大正 (541) 24 此花 (435)

産業分類別・事業所規模別の事業所数

千事業所



「平成16年事業所・企業統計調査」より

ただし、農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業を除く

サービス業(他に分類されないもの)

事業系ごみ指定袋制度について

○ 広島市

実施時期 平成 17 年 10 月

目的

排出事業者処理責任を再認識することによるごみの減量・リサイクルの推進

制度の概要

- ・ 排出事業者は、「事業ごみ指定袋取扱店」で「事業ごみ指定袋」を購入し、収集運搬業者に運搬を依頼するか、自ら運搬し、市の清掃工場（焼却施設）や埋立地でごみを処分する。
- ・ この指定袋の価格が、市の焼却施設や埋立地でごみを処分する際に必要な処分手数料になっている。

指定袋の種類と金額

種 類	容 量	サイズ (mm)	価格 (消費税込)
可燃ごみ	10 リットル	縦 480×横 340×厚 0.03	460 円 (20 枚入)
	30 リットル	縦 700×横 500×厚 0.03	690 円 (10 枚入)
	45 リットル	縦 800×横 650×厚 0.03	1,040 円 (10 枚入)
	70 リットル	縦 900×横 800×厚 0.04	1,610 円 (10 枚入)
	90 リットル	縦 1000×横 900×厚 0.08	2,080 円 (10 枚入)
不燃ごみ	45 リットル	縦 800×横 650×厚 0.03	630 円 (10 枚入)
	70 リットル	縦 900×横 800×厚 0.04	980 円 (10 枚入)
	90 リットル	縦 1000×横 900×厚 0.05	1,260 円 (10 枚入)

○ 神戸市

実施時期 平成 19 年 4 月

目的

- ・ 排出区分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）に応じた指定袋により排出してもらう制度の導入により、より一層の 4 分別排出の定着を図る。
- ・ 各区分ごとのごみ袋の個数により排出されたごみの量を把握することが容易となり、その結果、ごみ処理費用が明確になる。
- ・ ごみ処理費用を身近に感じてもらうことにより、古紙等の再生利用への関心を深めてもらい、その実践により減量・資源化につなげる。

制度の概要

- ・ 排出事業者は、4 排出区分ごとに指定した「指定袋」に入れて排出する。
- ・ 「指定袋」の価格には市の焼却施設や埋立施設で処分する際の搬入手数料が含まれている。
- ・ 市の処理施設へのごみの搬入については、許可業者に委託する方法と自己搬入する方法がある。

指定袋の種類及び容量（大きさ）

- ・ 4 区分の種類別の指定袋を作製する。
- ・ 袋は区分ごとに色分けを行い、排出者に分別しやすいよう工夫をする。
- ・ 容量については、450袋を基本とし、各区分のごみの大きさなどを勘案し、300、700、900袋を導入している。

《参考》 搬入手数料

（単位：円／10 kg）

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
80	100	140	40

名古屋市における事業系ごみ指定袋制度について

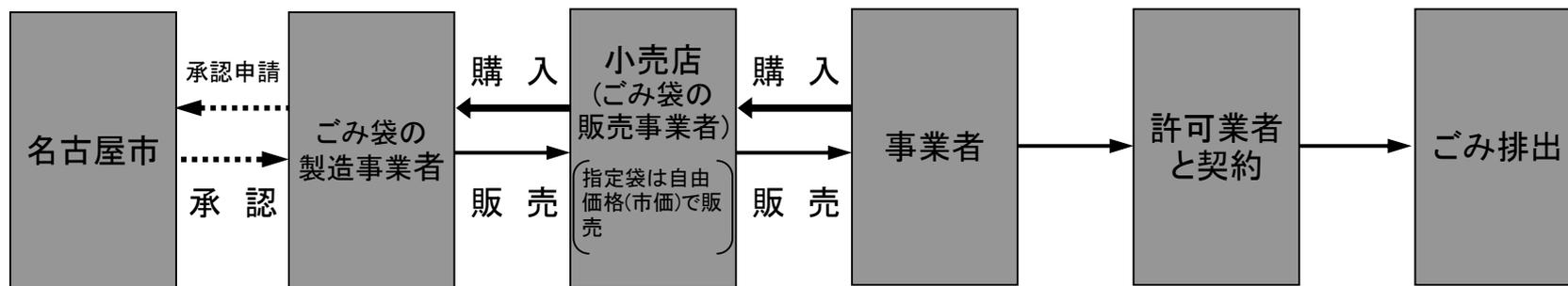
1. 目的

- (1) 事業者のごみ排出マナーの向上を図る。
- (2) ごみの分別排出の徹底により、ごみの減量・リサイクルを促進する。
- (3) 作業事故の減少を図る。

2. 方法

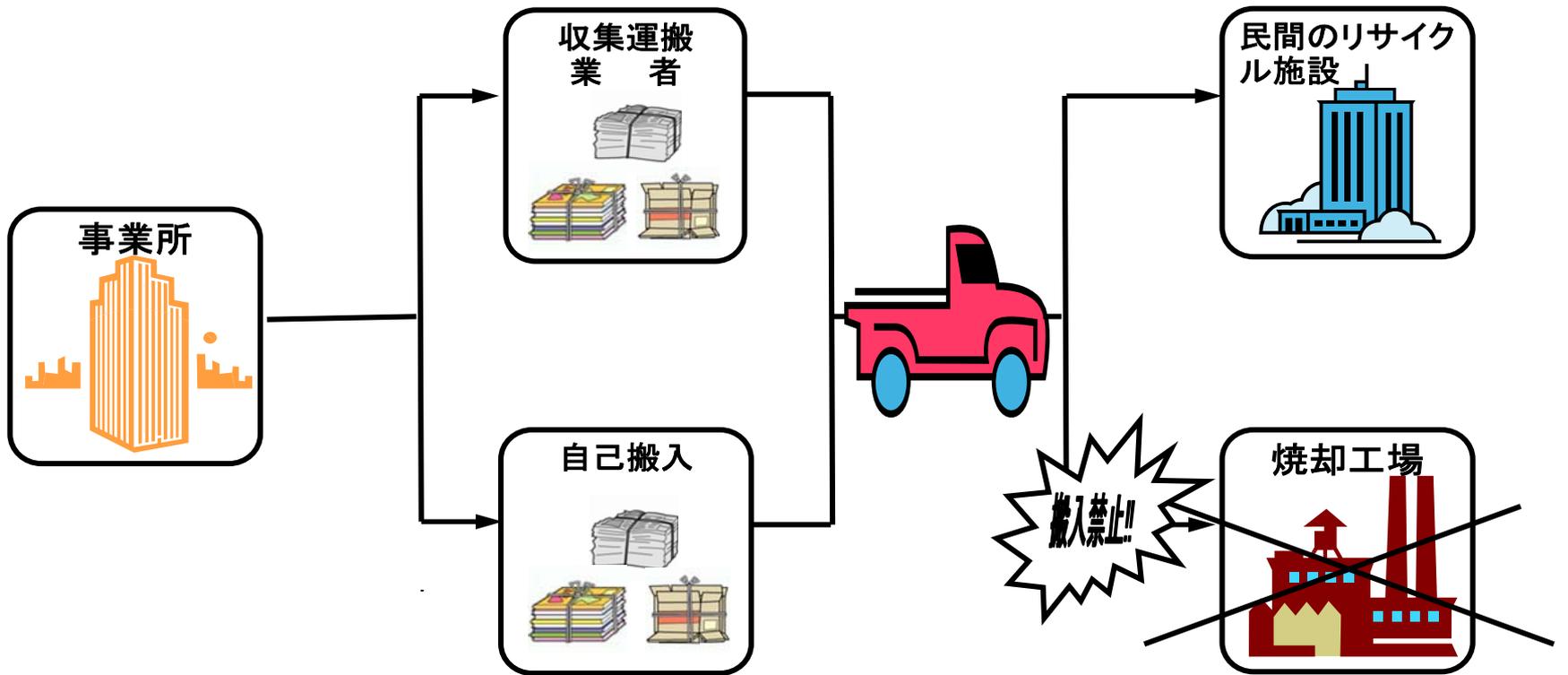
市が袋の大きさや材質の規格を定めて民間の事業者に製造・販売を行ってもらい、事業者がこの指定袋を市場価格で購入し、ごみを排出してもらうものである。

3. 流れ



紙ごみの資源化について(横浜市、名古屋市)

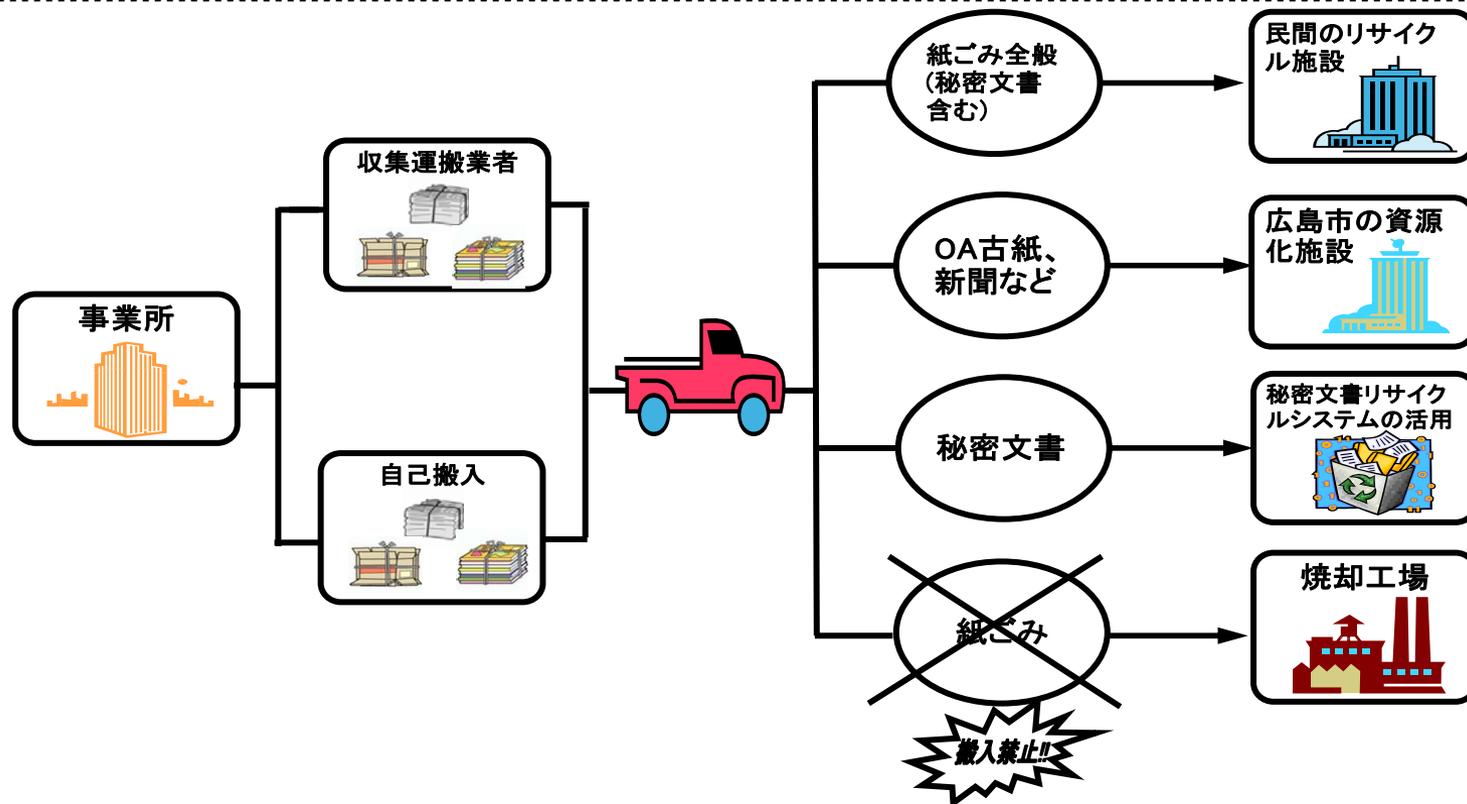
紙ごみ 横浜市 ……新聞、雑誌、OA用紙、段ボール、ミックスペーパー、機密文書など
名古屋市……新聞、雑誌、OA用紙、雑古紙、機密文書など



紙ごみの資源化について(広島市)

○広島市の資源選別施設に搬入できる紙ごみ・・・OA古紙、新聞、雑誌、ダンボール、その他の古紙(名刺大以上のちらし、包装紙、リーフレットなど)

○広島市の資源選別施設に搬入できない紙ごみ・・・秘密文書、窓付き封筒、写真、シール、セロハンテープなど



広島市では、直営で資源化施設を運営しており、OA古紙や新聞などの受入れを行っている。
また、独自の「秘密文書リサイクルシステム」があり、秘密の保持を確保しながら、排出された秘密文書をオリジナルトレットペーパーに再生することにより、事業者から排出される紙ごみの減量化・資源化を図っている。

※参考 広島市の資源化施設(西部リサイクルプラザ、北部資源選別センター) 手数料69円/10kgまでごと(消費税含む)

大阪市廃棄物減量等推進審議会審議経過

会議名	開催年月日	審議内容
第32回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成18年9月22日	諮問
第33回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成18年11月24日	大阪市における事業系ごみ処理の現状及び他都市における事業系ごみ減量施策の状況について
第34回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年2月14日	大阪市における事業系ごみの現状と課題について
第35回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年4月19日	大阪市における大規模建築物における現状と課題について
第36回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年7月6日	審議経過の論点整理と大規模建築物における減量施策のあり方について
第37回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年9月4日	中小規模事業者における減量施策のあり方について
第38回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年10月16日	中小規模事業者における減量施策の今後の方向性及びアパート・マンションの収集について
第39回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年12月21日	答申取りまとめに向けた審議
第40回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成20年2月18日	答申（案）について

大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
郡 崙 孝	同志社大学 経済学部教授	大阪市廃棄物減量等推進審議会 会長
藤 田 正憲	大阪大学名誉教授・高知工業高等専門学校長	大阪市廃棄物減量等推進審議会 副会長
有 年 文子	大阪市消費生活合理化協会 理事	平成19年8月8日まで
今 岡 靖之	大阪百貨店協会	平成19年8月8日まで
大 橋 明美	大阪府生活協同組合連合会	平成19年8月9日から
小 川 次郎	大阪建設業協会	
小 畑 嘉雄	大阪地方自治研究センター研究員	
武 智 虎義	大阪市地域振興会副会長	
寺 澤 幸子	大阪市地域女性団体協議会副会長	
中 根 芳一	大阪市立大学名誉教授	
服 部 良子	大阪市立大学生活科学部准教授	
花 嶋 温子	大阪産業大学講師	
原 田 智代	ごみゼロネット大阪理事 せいわエコクラブ代表サポーター	
細 見 三英子	ジャーナリスト	平成19年8月8日まで
松 本 清一	大阪商工会議所	平成19年8月9日から
宮 川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与	
村 田 哲夫	大阪学院大学法科大学院教授	
山 際 直人	大阪百貨店協会	平成19年8月9日から
山 田 満代	大阪府生活協同組合連合会	平成19年8月8日まで

《専門委員》

東 元 和彦	大阪市一般廃棄物適正処理協会事務局長	
----------	--------------------	--